

意見陳述書

平成 30 年 12 月 19 日

名古屋地方裁判所民事 4 部 御中

弁護士 青 山 邦 夫

1 はじめに

代理人の青山から意見を述べます。新安保法制の立法は明白に憲法に違反する法律であり、原告らは、裁判所が違憲立法審査権を行使して、この法律の違憲性を明らかにすべきであると訴えます。

2 憲法 9 条の制定理由

戦争を放棄し、一切の戦力の保持を禁止する憲法 9 条は、第二次世界大戦のもたらした甚大な被害に対する深い反省から制定されました。戦後 70 年以上が経過し、戦争体験が風化しつつあると懸念されています。しかし、戦争のもたらした甚大な被害を忘れてはなりません。

この大戦で日本は 310 万人もの人の命が犠牲となりました。310 万人の尊い命が奪われたという被害の大きさに圧倒され、言葉を失います。軍人・軍属の死者が 230 万人、一般市民の死者が 80 万人です。

日本が侵略し戦場となった、中国、東南アジア、太平洋の島々で、多くの日本の兵士が戦闘の中で命を落としました。また、十分な補給を受けられず、飢えや病気に苦しみ、亡くなった兵士も多数にのぼります。

この戦争で亡くなったのは、軍人だけではありません。沖縄における地上戦、東京をはじめ各都市に対する空襲、さらには広島や長崎への原爆投下などによって、多くの市民が犠牲となりました。その数が 80 万人です。

また、戦争の被害は、日本だけに限りません。日本が侵略し、戦場となった中国、東南アジアで、これらの国々の人々の命が多く奪われました。戦闘で、あるいは食糧難などにより、多くの市民が犠牲となりました。その数は 2000 万人に及ぶといわれています。

戦争による被害はこれだけにとどまりません。傷病者も多数にのぼります。多くの都市が焼かれ、住宅も工場も多大な損害を被りました。さらに生き残った者も戦後苦しい生活を強いられました。

この惨禍をまえに、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、日本国憲法が制定されました。二度と戦争の惨禍を繰り返させために、憲法は前文で「全世界の国民」が「平和のうちに生存する権」を有することを確認し、9条で戦争放棄・戦力の保持の禁止を制定したのです。

3 新安保法制の違憲性

新安保法制は、集団的自衛権の行使を容認するものである点において、憲法 9条に違反します。

集団的自衛権の行使の容認は、他国に対する攻撃が発生した場合に自衛隊を海外にまで出動させて戦争をすることを意味します。戦争を放棄し、戦力の保持を禁止している憲法 9条の解釈として到底認めることはできません。

集団的自衛権の行使の容認は、従来の政府解釈をも否定するものです。従来の政府解釈が、自衛隊の現状を合憲とするためのぎりぎりのもので、この政府解釈を否定する新安保法制は明らかに違憲の立法です。

多くの憲法学者がこの法律は違憲であると表明し、さらには、元最高裁長官山口繁氏もこの法律は違憲であると述べられていることから、この法律が憲法に違反することは明らかです。そして、憲法の根本原則である平和主義を否定する点において、極めて重大な憲法違反であるといえます。

原告らは、裁判所がこの法律が違憲であるということを判決の中で明らかにすることを切に望みます。

4 付随的違憲審査制

裁判所は、この法律は違憲であるかもしれないが、それを判断することは容易ではない、法律的にはいくつも関門があると、お考えかもしれません。しかし、新安保法制の立法が、明白かつ重大な憲法違反であることを考えるならば、裁判所は、これを看過し、あるいは、沈黙することは許されません。法律的関門と考えられるものも、安保法制の重大かつ明白な違憲性を直視すれば、決して乗り越えられない障害ではありません。

わが国の違憲立法審査の制度は、裁判所が、具体的な訴訟事件を裁判する際に、適用する法律を、事件の解決に必要な限度で審査するもので、具体的事件がなければ、違憲判断はできないと解されています。

原告らは、この裁判において、公務員の違法行為により損害を被ったとの国家賠償請求を行っています。すなわち、国会議員が新安保法制を立法した行為は、原告らの平和的生存権を侵害するものであり、この権利侵害によって損害を被ったと主張しています。これは、具体的で法律の適用により終局的に解決しうる法律関係の主張で、違憲立法の審査が可能であると考えます。

5 国家賠償法上の違法。

立法行為の評価は原則として国民の政治判断に委ねられるべき事項であり、仮に立法の内容が違憲であるとしても直ちに立法行為が国家賠償法上の違法とはならないとの見解もあります。しかし、憲法を擁護する義務を負っている国会議員には、憲法の基本原則に明確に違反する法律を作る権限はありません。憲法 9 条、平和主義に違反する新安保法制を制定する行為は、明らかに国家賠償法上も違法です。

6 平和的生存権の侵害

平和的生存権については、抽象的な権利であって、裁判所に救済を求めるような権利でないと解する説があります。しかし、憲法自身が「平和のうちに生存する権利」と表現し、「権利」であることを明言しています。このことは、重く受け止めるべきであって、具体的な権利であることを否定すべきではありません。

平和的生存権は、戦争の被害者となることも、戦争行為に加担することも拒否し、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利です。集団的自衛権の行使を容認する新安保法制の制定は、我が国が他国のために戦争に加担することを可能にするもので、原告ら市民の平和的生存権を侵害するものです。

7 違憲審査の必要性

以上のとおり、新安保法制が違憲であることは、本件訴訟の中心課題であり、避けて通ることができない論点であります。

高度に政治的問題は裁判所の審査権の外にあるとか、あるいは、憲法判断をしなくても事件が処理できる場合は憲法判断を回避すべきであると主張されることがありますが、そのような考えを本件に当てはめるのは適切ではありません。

憲法判断回避の原則はそれなりの合理性があると認めるとしても、この原則は、絶対的なものではありません。本件のように、平和主義を否定する立法の合憲性が問題となっている事件で、その違憲性が明白かつ重大であり、その及ぼす影響の範囲は大きいものについては、裁判所は憲法判断を行うべきあります。

8 おわりに

裁判官もこの日本国憲法を擁護する義務があります（憲法 99 条）。憲法 9 条に明白に違反する立法について判断を示さず、沈黙を守ることは、憲法を擁護する義務を放棄することになると考えます。裁判所が違憲判断をしなければ

ば、新安保法制はそのまま有効なものとして実施されつづけ、我が国が戦争や武力の行使等を行うことにもなりかねません。新安保法制のもたらす結果もしっかり見据えて、慎重審理をお願いしたいと思います。